

平成 22 年 12 月

保健医療情報標準化会議の開催について

1. 昨年度の検討結果

- HELICS 協議会が「医療情報標準化指針」で標準規格として採択したもののうち、以下の規格が「厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格とすべき規格」であるとして厚生労働省へ提言を行った。
 - ・ HS001 医薬品 HOT コードマスター
 - ・ HS005 ICD10 対応標準病名マスター
 - ・ HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
 - ・ HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
 - ・ HS009 IHE 統合プロフィール「可搬型医用画像」およびその運用指針
 - ・ HS010 保健医療情報－医療波形フォーマット－第 92001 部：符号化規則
 - ・ HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
 - ・ HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約

厚生労働省はこの提言を踏まえ、これらの規格を「厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格」（厚生労働省標準規格）として認定した。なお、厚生労働省標準規格については、今後「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ、適宜更新していくものである。

- 医薬品データマスターとして具備すべき項目のたたき台を作成し、この実現の可否について検討を行った。この結果を受け、平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金で実施された研究事業において、医薬品データマスターのひな形が作成された。

2. 本年度の検討事項

① 保健医療情報分野の標準化推進に係る事項

昨年度に引き続き、医療機関等が情報連携等を行う際に必要となるデータの規格・様式、交換規約等の標準化やその他の規格について検討を行う。特に「新たな情報通信技術戦略」における「どこでもMY病院」構想において各種医療情報の標準フォーマットの整備等が求められている状況から、今後、優先的に整備すべき標準規格について検討を行う。また、HELICS 協議会において新たな規格が採択された際は、厚生労働省標準規格として示す必要がある規格について検討を行う。

② 経済産業省相互運用性実証事業から厚生労働省に付託された事項

相互運用性実証事業から厚生労働省へ付託された事項のうち、医薬品データマスターの整備に関し、平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金の研究事業により医薬品データマスターのひな形が作成された。この医薬品データマスターの今後の実利用に向け、メンテナンス主体や責任の所在等、その在り方について検討を行う。